みふね合同求人面談会～御船ではたらく

問　御船町企業連絡協議会事務局（企画財政課企業誘致係内）　☎２８２－１２６３

■日　時　**11月30日㊏**
12時～15時（受付11時30分～）

■場　所　町スポーツセンター１階アリーナ
■対象者　一般の求職者、転職希望者
パート・アルバイト希望者
■参加費　無料
■その他　予約不要、託児所あり、服装自由、入退場自由

■参加事業所
㈱ツツミ／㈱光栄／池田工建㈱／熊本バス㈱
㈱大福物流／肌美和㈱／（福）伸生紀／㈲ゆうしん
御船運送㈱／シモハナ物流㈱／フォレストブルー㈱
㈱肥後銀行／オールみふね復興プロジェクト
㈲藤木屋／㈱麻生交通／㈱三愛機工
西邦電気工事㈱／大八運送㈲／㈱千興ファーム

災害公営住宅の入居者を追加募集します

問　復興課　住宅係　☎２８２－１７０１

災害公営住宅への入居希望者は、受付期間内に申込書に必要書類を添付し、役場復興課住宅係まで提出してください。

■**入居資格**（①～⑦まですべてに該当する人）
①平成28年熊本地震により御船町で被災し、住宅が滅失した人
※半壊判定以上の未解体世帯についても自己都合によらない退去の場合は入居可
②被災者生活再建支援制度の加算支援金の申請および受給していない人
③住宅に困窮している人
※災害公営住宅等に本申込し、既存町営住宅及び単独住宅に入居した場合は入居可
④収入基準に該当する人（一般階層世帯は月額158,000円以下、裁量階層世帯（小学校就学前の子供のいる世帯）は月額214,000円以下）
⑤現在、同居しているか、同居しようとする親族がある人
※単身入居者は、別途基準がありますので、個別にご相談ください。
⑥税金等を滞納していない人。
⑦暴力団関係者でないこと。

■**入居者の決定**
入居資格①～⑦に該当する申込者を審査し、公開抽選で決定します。

■**受付期間**　11月15日㊎～12月25日㊌まで
■**受付時間**　８時30分～17時
■**入居予定**　令和２年１月下旬以降
■**入居団地**　町営住宅一丁目第２団地
（鉄骨造り、２階建て）：２戸
注）２階の２LDK のお部屋になります。
※令和元年11月１日現在の入居可能戸数のため、変更になる場合もあります。

■**必要添付書類**
①町営住宅入居申込書
（復興課住宅係窓口に用意してあります）
②り災証明書の写し
③入居予定者全員の住民票謄本
④入居予定者全員の最新の所得証明書
⑤入居予定者全員の未納の無いことの証明(納税証明)
⑥現在婚約中で、入居後に結婚予定のものは、婚約証明書（証明者は娩酌人で可）
※証明用紙は復興課にあります。
⑦入居予定者で生活保護を受けているものは、生活保護受給証明書
⑧入居予定者（世帯主本人）で、寡婦または寡夫に該当するものがあれば、戸籍抄本
⑨障害者（１～６級）があれば、障害者手帳の写し
※その他、必要な書類がある場合は、その度に請求します。

御船町プレミアム付商品券の申請はお済みですか

問　商工観光課　商工観光係　☎２８２－１２２６

住民税非課税者で対象の方について、プレミアム付商品券を購入を希望される場合は、申請が必要です。
対象者には９月に申請書を郵送しておりますので、申請がお済みでない人は11月29日㊎までに御船町役場に来庁いただくか、同封の返信用封筒にて申請ください。
使用店舗は御船町HPにて掲示しております。

非課税者の対象者のみです

■商品券申請期限
令和元年11月29日まで

■申請場所・申請方法
御船町役場１Ｆロビー・郵送

▲申請書受付窓口（御船町役場１Ｆロビー）

■商品券を購入できる人
①住民税非課税世帯の人
御船町に住民票があり、2019年度の住民税が非課税の人（基準日平成31年１月１日）
（※町県民税が課税されている人の扶養親族や生活保護受給者等を除く）
②子育て世帯の人
御船町に住民票があり、平成28年４月２日から令和元年９月30日の間に生まれた子どもがいる世帯の世帯主等

対象者は商品券１セット5,000円分（500円券×10枚つづり）を4,000円で購入できます。①の場合は５セットまで、②の場合は子の数×５セットまで。

■商品券購入窓口
・御船町商工会　・御船郵便局　・七滝郵便局
・上野郵便局

■商品券販売期間
令和元年10月１日～令和２年２月28日
（土日祝日を除く）

■商品券使用期間
令和元年10月１日～令和２年３月31日

人工授精を受けたご夫婦への費用を助成します

問　健康づくり支援課　健康推進係　☎２８２－１６０２

御船町では、不妊治療を実施するご夫婦の経済的負担を軽減するため、人工授精を受けるのに要した費用の一部を助成します。

■**助成対象者**
対象は、以下の条件を①～⑤まですべて満たす夫婦です。
①法律上、婚姻している夫婦
②医療機関で不妊症と診断されている
③夫婦ともに１年以上御船町に住所がある
④治療開始における妻の年齢が41歳未満
⑤夫婦および同一世帯員に町税の滞納がない

■**助成内容**
令和元年10月１日以降に実施した人工授精に要した費用に対して、**夫婦一組につき５万円**まで助成します。ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は含まれません。

■**申請期限**
人工授精を行った年度内に申請が必要です。ただし、３月に治療を行った場合は、翌年度の４月末まで申請可能です。

■**その他**
申請の方法など詳しくは上記担当係までお問い合わせ下さい。